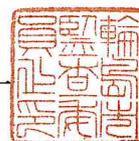


輪島市監査公表第26号

令和元年11月14日付発監査第198号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正

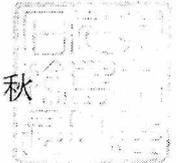




収放第 77 号
令和 2 年 2 月 12 日

輪島市監査委員 高 森 宝 一 様
輪島市監査委員 大 宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監 査 対 象 機 関 放 送 課

監 査 執 行 年 月 日 令 和 元 年 1 0 月 2 3 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 輪島市ケーブルテレビ放送審議会の開催時期について</p> <p>輪島市ケーブルテレビ放送施設条例第 43 条では、輪島市ケーブルテレビ放送審議会において、放送番組の編集に関する基本計画の策定又は変更に関することや、放送番組の適正を図るため必要な事項について調査及び審議を行うこととされている。また、輪島市ケーブルテレビ自主放送管理運営規則第 3 条では、「毎年度当初、自主放送に関する基本計画を定めなければならない。」とされている。輪島市ケーブルテレビ放送審議会が今年度 9 月末現在未開催であり、基本計画が未策定のまま事業が進められている。審議会の開催は年度当初に開催し、策定させた基本計画にしたがった適正な事業運営とされたい。また、年度後半に翌年度の方針を決めるなど、年 2 回開催を検討されたい。</p>	<p>輪島市ケーブルテレビ放送審議会を令和 2 年度より 4 月、10 月の年 2 回開催とする</p>	<p>措置方針等</p>